

《町民税が課税されない人》

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障がい者、未成年者、ひとり親で前年の所得が 135 万円以下の人
- ・前年の所得が、28 万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10 万円＋17 万円（同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合）以下の人

《上記計算式より求めた限度額の一覧表》 (単位：円)

均等割も 所得割も かからない人 (住民税 非課税)	同一生計配偶者 および 扶養親族の数	所得	給与収入	年金収入（年金以外の所得 1000 万円以下の場合）	
				65 歳未満	65 歳以上
	0 人	380,000	1,030,000	980,000	1,480,000
	1 人	830,000	1,480,000	1,473,334	1,930,000
	2 人	1,110,000	1,760,000	1,846,667	2,210,000
	3 人	1,390,000	2,103,999	2,220,001	2,490,000
	本人障がい者等	1,350,000	2,043,999	2,166,667	2,450,000

※扶養 4 人以上の場合は省略しています。

- ・前年の所得が、35 万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10 万円＋32 万円（同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合）以下の人

《上記計算式より求めた限度額の一覧表》 (単位：円)

所得割が かからない人 (均等割のみ 課税)	同一生計配偶者 および 扶養親族の数	所得	給与収入	年金収入（年金以外の所得 1000 万円以下の場合）	
				65 歳未満	65 歳以上
	0 人	450,000	1,100,000	1,050,000	1,550,000
	1 人	1,120,000	1,770,000	1,473,334	2,220,000
	2 人	1,470,000	2,215,999	2,326,667	2,570,000
	3 人	1,720,000	2,715,999	2,793,334	2,920,000

※扶養 4 人以上の場合は省略しています。